

# 2024 光ウィーク高校ヨット選手権大会 帆走指示書

SIの規則での【DP】の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。

## 1 適用規則

- 1.1 2021-2024 セーリング競技規則」(以下「規則」という。)に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項は適用しない。

## 2 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、「指示」という)の変更は、それが発効する当日の当該クラスの予告信号の60分前までに掲示される。ただし、レース日程の変更はそれが発効する前日の18:00までに掲示される。

## 3 選手とのコミュニケーション

レース委員会からの通告は、スポーツ交流村クラブハウス南側に設置された公式掲示板および右記QRCode(LINEオープンチャット)の公式通告において行う。プロテスト委員会からの通告は、WEB上に設置された公式掲示板において行う。公式掲示板のURLは右記QRCodeの掲示板にて通知される



## 4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス南側に設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 【DP】音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗掲揚後30分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。」ことを意味する。  
D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 4.3 指示5.1に示された個別のレースに対してAP旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

## 5 レース日程

### 5.1

月日	時刻	
3月22日(金) Day 0	9:00~	受付
	12:00	スキッパーズ・ミーティング
	12:55	420級 プラクティスレース予告信号
	13:00	レーザージアル級 プラクティスレース予告信号 *引き続きレースを行う。ただし15:30を過ぎてのスタートは行わない。
3月23日(土) Day 1	9:00	ブリーフィング
	9:55	420級 その日の最初のレース予告信号

	10:00	レーザーラジアル級 その日の最初のレース予告信号 *引き続きレースを行う。ただし 15:30 を過ぎてのスタートは行わない。
月 日	時 刻	
3月24日(日) Day 2	8:00	ブリーフィング
	9:25	420級 その日の最初のレース予告信号
	9:30	レーザーラジアル級 その日の最初のレース予告信号 *引き続きレースを行う。ただし 14:00 を過ぎてのスタートは行わない。
	16:00	表彰式

5.2 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.3 天候等その他の事情により、競技日程の変更をおこなうことがある。

## 6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

種 目	ク ラ ス 旗
420級	国際420級の記章を記した白色旗
レーザーラジアル級	レーザーマークを記した緑色旗

## 7 レース・エリア

レース海面はスポーツ交流村ヨットハーバー沖とする。

## 8 コース

8.1 添付図1の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9 マーク

9.1 コース図におけるマーク1は緑色の円錐形ブイ、マーク1Aはピンク色の円錐形ブイとする。2S/2Pはオレンジ色の円筒形とする。

9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるオレンジ色の三角錐ブイである。

9.3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのポートの端にあるレース委員会艇とスターボードの端にある赤色の球形ブイである。

9.4 指示11に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、黄色の円筒形ブイを使用する。その後、再び新しいマークに置き換える場合は、元のマークを使用する。

## 10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールとオレンジ色の三角錐ブイの間とする。

10.2 【DP】 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインか

らおおむね 50m 以内の範囲及びコースサイドから離れていなければならない。

10.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは付則 A5.1 と A5.2 を変更している。

10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第 1 代表旗を掲げる場合がある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇がおこなう第 1 代表旗の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また、音響信号の有無も無視されるものとする。この項は、規則レース信号及び 29.2 を変更している。

## 11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置きかえる場合、そのマークは元のマークで置き換える。

なお、レグの長さの変更を示す「+」及び「-」の掲示はおこなわない。これは、規則 33(b)を変更している。

## 12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークの間とする。

## 13 ペナルティー方式

13.1 付則 P が適用される。

13.2 付則 P2.3 は適用されず、付則 P2.2 を変更し、2 回目以降のペナルティーに適用される。

13.3 付則 T が適用される。

## 14 タイム・リミットとターゲット・タイム

14.1 各クラスの先頭艇のタイム・リミット、レース・タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムを下表に示す。

種 目	マーク 1 の タイムリミット	レース タイムリミット	フィニッシュ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
420 級	20 分	60 分	15 分	35 分
レーザーラジアル級	25 分	70 分	15 分	40 分

14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

14.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、付則 A4、A5 を変更している。

14.4 ターゲット・タイム通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

14.5 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも、N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚する場合がある。但し、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の降下については、レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは、レース信号及び規則 32.1 を変更している。

## 15 審問要求

15.1 抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な時間内に WEB フォームにて提出されなければならない。WEB フォームの URL は QR code の掲示板にて通知される。ただし、WEB フォームにて提出することが困難な場合には、プロテスト委員会事務局に持参して提出することができる。審問要求の様式は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求及び審問再開は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、適切な抗議時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

15.2 抗議締切時間は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方の 60 分後とし、その時刻は公式掲示板に掲示される。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長することがある。

15.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

15.4 付則 P に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

15.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問をおこなう。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 10 分以内に掲示する。

15.6 審問再開は、判決を通告された日の翌日の 9 時までの間に限り求めることができる。ただし、3 月 24 日におこなわれたレースについては判決を通告されてから 15 分以内とする。この項は、規則 66 を変更している。

15.7 3 月 24 日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 15 分以内に提出されなければならない。この項は、規則 62.2 を変更している。

## 16 得点

16.1 本大会は 8 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。

16.2 艇の得点は以下の通りである。

完了したレースが 4 レース以下の場合	全てのレースの合計得点
完了したレースが 5 レース以上の場合	最も悪い得点を除外したレース得点の合計

16.3 指示 17 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し確定順位+3 点の得点を与える。ただし、その艇はフィニッシュしなかった艇より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則 63.1、A4 および A5 を変更している。

なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 17.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

16.4 提示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている得点照会要請書に所定の事項を記入し訂正を要請しなけ

ればならない。

## 17. 申告

- 17.1 出艇申告および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は、クラブハウス南側の「レース申告受付所」に用意される。
- 17.2 申告は艇の艇長がおこなわなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、当該クラスのD旗掲揚10分後までに申告をしなければならない。  
引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。出艇申告した艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに帰着申告を行わなければならない。当該クラスのレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）60分以内とする。  
ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示17.3に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.6 リタイアしようとする艇、および引き続きおこなわれるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示17.4の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

## 18. 乗員の交代

乗員の交代は、出艇申告の受付時間内に「レース申告受付所」にてレース委員会にその旨を申告しなければならない。海上において交代した場合は、指示17.4の帰着申告をおこなったうえ「レース申告受付所」にて同様の申告をしなければならない。

## 19. 安全規定

- 19.1 【DP】個人用浮揚用具：ライフジャケット  
艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携わる短時間の場合には、この限りではない。この項は、規則第4章前文を変更している。
- 19.2 【DP】艇はクラスルールに定める通りにバウラインを積載しなければならない。クラスルールに定めのない場合には、直径5mm長さ6m以上のバウラインを、一端をバウアイに固縛した状態で積載しなければならない。
- 19.3 【DP】自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。
- 19.4 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的な救助をおこなうことができる。これは救済の根拠にはならない。この項は、規則62.1(a)を変更している。
- 19.5 マスト・トップに揚力を起こさない形状の浮力体の取付を認める。

## 20. 装備の交換【DP】

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。  
装備の交換要請は、最初の適当な機会にレース委員会におこなわなければならない。

## 21. 支援艇【DP】

支援艇は、安全に関わるものを除き、レース中の艇に対して支援行為をおこなってはならない。

また、レース委員会は悪天候やその他の理由により、支援艇に救助または曳航の要請をする場合がある。この場合、支援艇はこの要請に応じなければならない。また、艇が危険な状態にあると判断した場合、支援艇は救助活動をおこなうことができる。

## 22. 無線通信【DP】

レース艇は、レース中に無線の送受信をおこなってはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

## 23. ごみの処分【DP】

ごみは、支援艇又は運営艇に渡してもよい。

## 24. 賞

各種目の1位には賞状とトロフィーを、2～3位には賞状を授与する。

## 25. リスク・ステートメント

規則3には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による障害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な障害、死亡のリスクである。

## 26. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した競技に関わる艇のオーナーまたは艇長に対して、その規則違反等によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。なお、その損害の補償に関しては、レース委員会の査定に従うものとする。

【添付図 1】

2024 光ウィーク高校ヨット選手権大会  
コース図

<コース> S-1-1A-2S/2P-1-2P-F

